

## 質問

## 通常総会に理事長・副理事長が欠席となる場合、総会は開催すべきでしょうか。

(相談概要)

管理組合の通常総会において、理事長、副理事長が共に欠席となることが分かった場合、総会開催をどのように考えたらよいでしょうか。

なお、規約では「理事長は区分所有法に定める管理者とする」「総会の議長は理事長が務める」「理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する」旨の定めがあります。



## 回答

本件においては、規約に定める議長(理事長)及びその者に事故があった場合に、代理となる者(副理事長)が共に欠席となることから、特別の理由がない限りは流会とし、再度、総会の開催を行うべきです。

## <ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。